税と地域のための情報誌
千葉南法人会会報

ほうじんかい

Chibaminami Houjinkai

秋

2026年
No.155

きっと、いろいろな情報に出会います。

千葉南法人会会員の皆様にお届けしております。

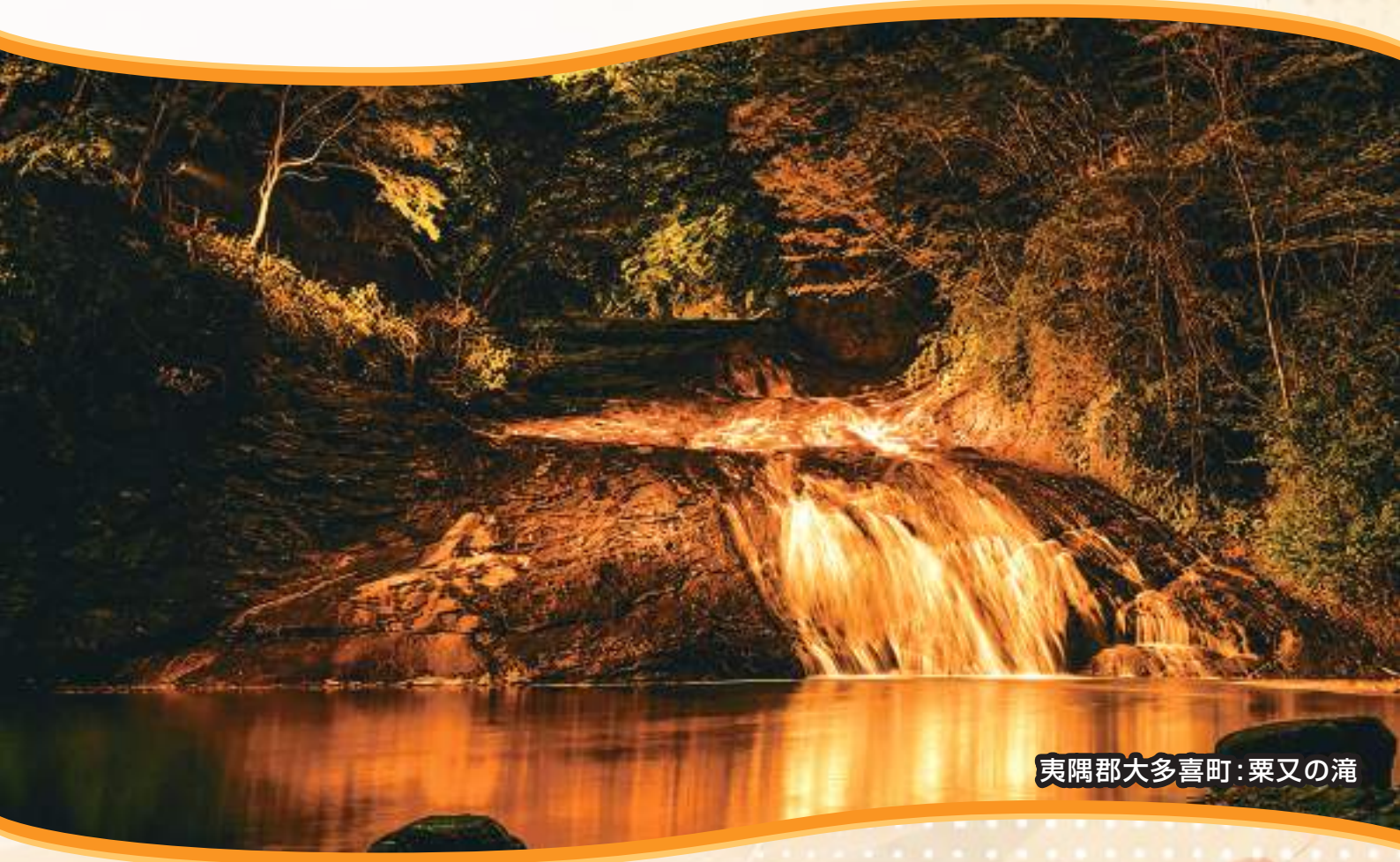
INDEX

署長インタビュー［広報委員会企画］
『千葉南税務署 中澤署長に聞く』. 1

税金トピックス［税金情報］
税務だより：年末調整手続の電子化で業務の効率化
県税だより：個人住民税は特別徴収で納めましょう. 4

身近な法律相談［法律相談］
テーマ『カスタマーハラスメント(カスハラ)対策』. 5

産業応援コラム
テーマ『子供たちの能力に無限性を感じる小中保育園』. 6



夷隅郡大多喜町：粟又の滝

めざします企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人　千葉南法人会

e-Tax
www.e-tax.nta.go.jp
eLTAX
地方税ポータルシステム

広報委員会企画

広報委員会による恒例企画『千葉南税務署 中澤新署長』インタビューを開催いたしました。

署長インタビュー「千葉南税務署 中澤署長に聞く」



1 出身地はどちらですか？

東京都新宿区の出身です。高校生の時に江戸川区の小岩に引っ越し、以来40年近く小岩に住んでいます。千葉県との境である江戸川まで徒歩５分、息子二人が市川市の学校に通っていたこともあり、市川から船橋あたりまでは自分の生活圏内であることに加え、私自身、令和３年７月から１年間、館山税務署長を務めていたので、千葉県には地元意識のような親近感を持っています。また、千葉南署の管内には趣味のゴルフでこれまでに何度も訪れていて見慣れた場所や道も多く、今回の定期異動で馴染みのある地域と益々のご縁ができたことを嬉しく思っています。

ただ、先月からの千葉県内での度重なる災害により、ご縁の深まった地域が多大な被害を受けたことは胸が痛みます。被災された方に心からお見舞いを申し上げます。

2 今までの経歴と印象に残った仕事について教えてください。

国税職員としての経歴の３分の２に当たる22年間を財務省主税局への出向が占めています。財務省主税局は毎年の税制改正法案を作成するのがメインの仕事ですが、私は出向期間のほとんどを租税条約の締結・改正交渉という特殊な仕事に従事してきました。

二国間の国際条約である租税条約の交渉は、外国当局の担当者と直接対面して交渉を行いますが、通常１～２年かかる交渉中に２～４回の会合があり、交互に相手の国を訪問して交渉するのが慣例となっているので、海外出張で世界中を満遍なく45か国訪れました。

多くの国の人達とそれぞれの国益を賭けた真剣な協議を行い、濃密な時間を共にしたことを通じて、文化的な背景や習慣による行動様式や思考方法の違いがあっても、笑いや怒りの感情、相手を思いやる気持ちは国籍や人種を問わず同じであり、お互いに誠実に接することで違いを乗り越えて信頼関係ができることを学びました。こうした体験は、お互いの多様性と同一性を尊重し合いながら協調するという私の人間関係に対する姿勢の基礎となっています。

個別の租税条約交渉では、我が国にとって最も重要な日米租税条約の交渉に２度にわたって携わり、特に２度目の交渉では中心的な役割を果たせたことが強く印象に残っています。連日深夜まで激しい議論が続くタフな交渉でしたが、その分、交渉が成立したときの達成感は格別で、この経験はその後の仕事において大きな自信と財産となりました。

3 千葉南税務署に着任しての第一印象はどうですか。

夏休み中に管内全域を車で一周してその広さと多彩な景色を直に感じたのが印象的です。管内は田園地帯から、山岳・丘陵地帯、景勝地・観光地、新興・高級住宅地、商業地、さらに湾岸工業地帯まである変化に富んだ地域で、「日本の縮図」といわれるのも納得でした。ただ、先月来の災害で、養老渓谷や小湊鐵道など地域の大切な財産を含む管内の広域が多大な被害を受けたことは誠に残念でなりません。被災からの一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

千葉南署については、職員の誰とも気軽に話ができる適度な規模であり、若い職員が多くて活気がある署だと思います。また、関係団体の皆様は明るく活発で親しみやすく、新署長として温かく迎えていただいたことを大変ありがたく嬉しく思っています。

4 署の職員にアドバイスされていることはありますか。

署の職員に対しては、機会あるごとに２つのことを伝えています。

１つ目は仕事についてです。国税当局は自分の勤務地や担当業務が毎年のように変わる職場ですので、職員は現在の役職や仕事、自分の将来について様々な思いを持って職務に当たっていますが、まずは各自が今与えられている仕事に真摯に向き合うよう、「やるべきことをやる」と繰り返し伝えています。目の前の仕事を手を抜いたり逆に焦ることなく一つひとつ着実にこなしていくことが優れた功績や将来の希望の実現に繋がる唯一の方法だと思っています。

２つ目は、人間関係について「いつもお互いにリスペクト」と伝えています。誰しも性格、能力、適性、家庭教育環境など異なる背景や事情を持っていますが、そうした中で良い人間関係を構築するには、自分の主張ばかりしたり誰かが良い環境を提供してくれるのを期待するのではなく、全員が当事者として、相手の事情にも思いを寄せて良好な人間関係を構築するように自ら努力することが必要だと考えています。こうしたことは納税者との関係においても同様ですので、署員には納税者の方に対して常にリスペクトの気持ちを持って誠実に接するようにアドバイスしています。

5 どのような趣味をお持ちですか。

元来体を動かすことが好きなので、これまでランニング・自転車・スキー・スノーボード・ウインドサーフィン・スキューバダイビングなどに取り組みましたが、現在は学童野球のコーチ・審判、

【広報委員会主催】
日　　時：令和８年９月28日（月）10時30分～
開催場所：千葉南税務署２階　署長応接室

ゴルフ、それとやや変わり種ですが坐禅の３つに絞っています。
学童野球のコーチ・審判は子供が地元のチームに入ったのを機に15年ほど続けており、週末は基本的に河川敷のグラウンドにいます。審判としては学童野球のほかに大人の試合や中学生の大会などにも派遣されて参加しています。
ゴルフは職場に入ってすぐに始めましたが、財務省勤務中は年に１～２回しか行けなかったので、本格的に取り組むようになったのはここ３～４年です。もう若くはありませんが、自分ではまだまだ伸び代があると思って頑張っています。
坐禅は、４年前に東京国税局内に発足した坐禅サークルに参加したのがきっかけで、それ以来、月１回のサークル活動のほか近所の寺の坐禅会にも参加しています。月２～３回、各回１～２時間ですが、体を一切動かさずに何も考えない時間というのは、いつも忙しい生活の中ではとても貴重で、坐禅をしたからといって何か効果を実感するわけではありませんが、心身の休養にはなっていると思います。

6 健康管理のために何かされていますか。

特別なことは何もしていませんが、もともと健康体質なのか、風邪を引いた記憶がなく、太ることもありません。しいて言えば、食べ過ぎない、飲み過ぎない、睡眠をしっかり取るよう日頃から気を付けています。特に、休日は学童野球で投げたり走ったり、ゴルフでもなるべくカートに乗らずに歩くなど、できるだけ体を動かすように心掛けています。

7 税務職員の仕事に就いていなかったらどんな職業に就いていたと思いますか。

子供の頃から飛行機のパイロットになりたいと思っていました。視力低下により断念しましたが、憧れの気持ちは今でも変わっていません。海外出張で数えきれないほど飛行機に乗りましたが、空港で飛行機を見るたびに憧れが蘇り、少し切ない気持ちになりました。
現実的には、国税職員でなくても検察官、弁護士、公認会計士など世の中の公平や社会正義の実現に直接的に関わる職業に就いていたのではないかと思います。私は大きな組織の中で役割を果たすのが性に合っていると自覚していますので、法人会の会員の皆様のようにご自身の才覚とリスクの下で事業を起業・遂行・拡張されている経営者の方々を尊敬しています。

8 好きな言葉や座右の銘をお聞かせください。

「正しく生きる」ということを座右の銘としています。何が正しいかは一言では言えませんが、嘘をつかない、誤魔化さない、責任から逃げない、ルールを守る、人を騙したり傷付けたりしない、人を思いやるなど、「人として正しいことをする」、「してはいけないことはしない」ということを意識して行動しています。とはいえ、どれだけ実現できているかは自信がなく、日々「正しいことをしているか」と自問自答しています。

9 最後に法人会や法人会会員に期待されることは何ですか。

法人会の会員の皆様は、研修会や会員同士の意見交換により自己研鑽に励まれるなど、適正納税や事業の健全な発展に対する意識が特に高い方々だと承知しています。会員ご自身やご自身の会社が納税義務の適正な履行を実行していただくことを通じて、ご家族や取引先など周囲の方々にも適正納税について啓発・触発していただくような、他の納税者の模範であり続けていただきたいと思っています。
また、法人会の会員の皆様は、ご自身のご事業でお忙しい中、法人会の地域活動に自発的に熱意を持って貢献されていることを深く尊敬いたしております。税の広報活動や小中高生に対する租税教育はすぐに効果が見えるものではありませんが、地域に根差した活動を地道に継続していただくこと、特に、国税当局からの押し付けではなく、実際に納税されている納税者の方が自発的に取り組まれることで、こうした活動がより説得力のある有意義なものとなって、中長期的に地域の健全な納税環境を醸成していくことができると信じています。今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。


参加者全員で記念撮影


インタビュー風景

税務だより

いいね!! e-年調（イー ネン チョウ）

年末調整手続の電子化で業務の効率化

①年末調整手続の電子化とは？

1. 年末調整に必要な控除証明書をデータ取得
2. 年末調整に関する申告書をデータ作成
3. データを利用して年税額を自動計算



2分で分かる！
年末調整の電子化！

電子化の概要 いいね!! e-年調
（1分56秒）

②年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与担当）

① 関係書類の配付や回収が不要！
② 控除額や添付書類のチェックが簡単！
③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！
④ 書類の保管場所も不要！

従業員（給与所得者）

① 手書きでの書類作成が不要！
② 控除額はソフトが自動計算！
③ テレワーク中の従業員も提出可能！
④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

年末調整手続の電子化関係
パンフレット等はこちら

～年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）について～

国税庁では、従業員が利用する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

これまで、年調ソフトについては、スマホ版及びパソコン版を提供してきましたが、スマホ版の利用が増えてきていることなどを踏まえ、**令和９年分以降**はスマホ版のみの提供となります。

現在、パソコン版の年調ソフトをご利用の場合には、スマホ版への移行をお願いいたします。

年調ソフトはこちら →

県税だより

個人住民税の特別徴収について

～個人住民税は特別徴収で納めましょう～

令和7 年10 月1 日から
県税事務所及び自動車税事務所の
窓口受付時間は16 時までとなりました。

◆特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

◆基本的な手続きの流れ

【STEP①】給与支払報告書の提出

毎年１月１日現在給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある 事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を従業員（納税義務者）が１月１日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中に退職した方についても提出する必要があります。

【STEP②】特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から事業主（特別徴収義務者）あてに「特別徴収税額 決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。この時に年税額と月割額を お知らせしますので、6月の給料から特別徴収（給与天引き）を開始してください。

【STEP③】納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収（給与天引き）した月の翌月10日です。この日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

詳しくは千葉県ホームページをご覧ください
千葉県 特別徴収 検索



有限会社丸三印刷所
http://www.marusan.co.jp
〒266-0026 千葉市緑区古市場町474-251
043-263-6952 043-266-4400

けやき総合法律事務所（千葉県弁護士会所属）

身近な法律相談

弁護士　柿田 徳宏

テーマ『カスタマーハラスメント（カスハラ）対策』

本年10月1日から、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策がすべての事業主の義務となりました。今回は、その内容と企業の対応について解説します。

Q1 カスハラ対策の義務化とは、どのような内容でしょうか？

A1 令和7年6月に公布された改正労働施策総合推進法により、カスハラへの対応が事業主の「雇用管理上の措置義務」として位置づけられ、本年10月1日から施行されています。労働者を1人でも雇用していれば対象となり、業種や企業規模による適用除外はありません。

Q2 法律上、カスハラはどのように定義されているのでしょうか？

A2 改正法は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他事業に関係を有する者の言動であって、労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されることと定義しています。

顧客が立腹しているという事実だけでカスハラになるものではなく、要求の内容自体か、その手段・態様のいずれかが社会通念上許容される範囲を超えていることが必要です。

Q3 具体的にどのような言動が想定されているのでしょうか？

A3 厚生労働省が指針を策定し、典型例を示しています。要求の内容については、商品・サービスと全く関係のない要求、契約内容を著しく超えるサービスの要求、不当な損害賠償の要求などが、手段・態様については、暴行、土下座の強要、SNSへの投稿をほのめかす脅し、執拗な責め立て、長時間の居座りなどが挙げられています。

Q4 事業主が講ずべき措置とは、具体的に何でしょうか？

A4 指針は、次の4点を必ず講ずべき措置としています。

- カスハラには毅然と対応し労働者を保護する旨の方針の明確化と、その周知・啓発
- 相談窓口の設置など、相談体制の整備
- 事実関係の確認、被害者への配慮、再発防止といった事案発生後の対応
- 悪質な行為への対処方針の事前策定など、抑止のための措置

あわせて、相談者等のプライバシーの保護と、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止を定めて周知することも求められています。

Q5 違反した場合、罰則はあるのでしょうか？

A5 措置義務違反そのものに対する刑事罰は定められていません。もっとも、報告徴求、助言・指導・勧告の対象となり、勧告に従わない場合には企業名が公表されることもあります。

Q6 何も対策をしていない場合、何から着手すべきでしょうか？

A6 カスハラに毅然と対応する旨の方針を文書化し、就業規則やハラスメント防止規程に反映させることです。また、既存のハラスメント相談窓口をカスハラにも拡張し、現場から誰に何を報告するのかという流れを整理しておくと、運用開始後の混乱を避けられます。

外構工事は当社にお気軽にご相談下さい
建築資材・左官材・エクステリア・金物・生コン
有限会社 久野屋本店
本店　千葉市緑区誉田町1-789
TEL（043）291－0167㈹
FAX（043）291－7764

産業応援コラム

『子供たちの能力に無限性を感じる小中保育園』

株式会社ナルナル 代表 石井　一行

この夏、千葉県を未曾有の災害が襲いました。大雨による洪水と土砂崩れが各地で頻発し、県民の生活に大きな影響が出ました。特に農産物の被害が大きく、この会報が発行される時点でも全容は明らかになっていないと思われます。予測不能な気候変動に対して為す術がないのが現状です。悪天候は予測困難です。農家にとっては博打的な状況が続きます。離農する農家も増える事でしょう。

現代の科学力や人間の力だけでは対処できない悲観的な未来を嘆きたくもなりますが、希望を見出すのも人の力です。九十九里平野の端、土気の昭和の森の東側真下に小中池があります。その小中池のほとりに『こなか保育園』があります。(場所は圏央道大網白里スマートICの近く)ここで行われている教育がまさに希望の光に見えるのは私だけではないでしょう。

小中保育園の活動写真(小中保育園のホームページ)には子供たちの元気いっぱいの笑顔が映っています。(QRコードからご覧いただけます。)この園の素晴らしい所は子供たちの能力に無限性を感じているところです。ほとんどの家庭では、幼稚園児がマッチを擦ったり、包丁で野菜を切るなど、危険な事をさせませんね。ところが、この園では、幼児がマッチを擦って枯葉に火をつけて焼き芋を作ります。焚火の番も幼児がやります。これだけでもびっくりですね。3歳の幼児の中には魚を3枚におろす事が出来る強者もいるそうです。

また、音楽家を招いて、琴を演奏したり、太鼓を叩いて演技もします。公開公演も行われることがありますので、園のホームページなどでご確認ください。子供の受け入れは0歳児～5歳児まで、定員は27名とのこと。園の評判を聞いて遠方から通う子供もいるそうです。車なら、土気駅から10分ほどの場所です。見学もできますので入園希望者は園までお問合せください。写真は園内の無農薬栽培の畑。子供たちは自由にもいでキュウリやミニトマトをかじります。(ナルナル菌栽培ですよ。)



野菜畑の子供たち



保育園施設は、大自然に囲まれており
そのすべてが園庭です。

【保育園のQRコード】

法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、令和8年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

一般社団法人
千葉南法人会会報

第155号　令和8年11月発行
発行所　一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5
ケープビル201号
電話 043-264-4080
FAX 043-264-4680
E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp
発行人　麻薙重彦
編集　広報委員会
編集責任者　秋庭重樹
印刷・会員　㈲丸三印刷所

編　集　後　記

８月の千葉豪雨、９月上旬の大雨、そしてシルバーウィークの台風25号と千葉県は大きな水害被害に見舞われ続けた。

各地で道路の冠水や土砂崩れが発生した。それにより、主要交通機関がすべて止まりました。

ある店では、千葉豪雨で約90センチ浸水し、大きな被害が出た。９月５日に営業を再開したが９月６日の大雨で再び約20センチ浸水し、７日から再び休業した。そして９月22日の再開を目指したが再び台風25号により、１ヵ月余りで三度目の被災となった。

度重なる被災にも店を続ける思いは変わらない。「頑張ってください。」と、声をかけられたり、差し入れをいただいたり、そういう人に支えられている。「１日も早く再開してお客さまの笑顔を見たい。」と再び消毒、清掃などの作業に取りかかる。

このたび被災された会員の皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復興をお祈りしております。

有限会社 日本ビジネス

代表取締役　景山　秀貴
税　理　士　景山　秀貴

お客様との信頼関係を第一に考え
地域に密着したサポートを



〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67　TEL 0436 (41) 2689 (代表)　FAX 0436 (41) 2430



2026年　一般社団法人 千葉南法人会
生活習慣病健康診断のご案内

充実の内容を短時間で受診頂けます（約２時間）

会員特別料金

健診日・健診会場：2026年12月1日㈫・7日㈪・9日㈬・17日㈭
五井グランドホテル（市原市五井5584-1）

受付時間：9:30～11:00

※料金はすべて税込

コース名・検査項目	一般料金	会員特別料金	値引き額
総合コース A コース＋超音波（腹部、胆・肝・膵・腎・脾５臓器）＋腫瘍マーカー（CEA・AFP・CA19-9）検査＋C 型肝炎検査	55,600 円	39,800 円	－ 15,800 円
A コース 視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・膵機能検査・糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等	29,900 円	23,700 円	－ 6,200 円
S コース A コースの消化器系（胃部 X 線・便潜血）検査を省略したコース	22,900 円	18,100 円	－ 4,800 円

※協会けんぽ（全国健康保険協会）被保険者の方は上記会員特別料金より、さらに14,135円の補助が受けられます。
補助の対象は①総合コース、Aコースを受診（Sコース、基本定健は対象外になります）②35歳～74歳までの方となります。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

オプション検査（上記各コース受診の方に対し、ご希望により行います（別料金））	
アミノインデックス検査 **1 回の採血で複数のがんの可能性を評価** **血液中のアミノ酸濃度からがんである可能性を評価します。**	22,800 円
Lox-index 検査（脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査） 動脈硬化に関する物質を測定し、将来的危険度を知ることが出来ます。（採血検査）	13,500 円
頸動脈超音波検査　※実施日：全日程 超音波画像により動脈硬化の状態がわかり、各疾患（脳卒中、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等）の予防に役立ちます。	7,600 円
女性健診（女性対象超音波検査） 乳房・下腹部（子宮・卵巣）を超音波で検査します。 （女性スタッフが行い下腹部の視診、触診はいたしません）	4,300 円
MAST48mix（アレルギー検査） 一度に 36 項目（48 種類）のアレルギーの原因物質を見つけます。（採血検査）	15,400 円
ABC 検診（胃ガンリスク検診） ピロリ菌とペプシノゲン検査の結果から、胃がんのリスクを分類します。（採血検査）	4,700 円
CYFRA（肺ガン腫瘍マーカー） 男性・女性問わず近年増加傾向の肺がんに有効です。（採血検査）	3,600 円
前立腺腫瘍マーカー検査（PSA） 前立腺の異常に的を絞って反応し膀胱腫瘍等発見されます。（採血検査）	3,600 円
甲状腺検査　血液中の甲状腺ホルモンバランスを検査	4,900 円
NT- proBNP　心臓への負担を示す検査です。（採血検査）	2,900 円
腸内フローラ検査 腸内細菌を可視化できる検査です（採便後、ご自身でポストへ投函） ※こちらの検査はお申込み後、取り消しや返金がお受けできませんので予めご了承ください	17,800 円
女性用腫瘍マーカー検査（CA125, AC15-3） 乳がん、卵巣がん検査（採血検査） ※女性健診と一緒にご受診いただけると、より早期発見が可能になります。	3,300 円
NEW **すい臓がん腫瘍マーカー検査（APOA2）** すい臓がんの診断補助に用いられる新しい腫瘍マーカーです。	4,400 円

インフルエンザ予防接種のご案内

12月1日㈫・7㈪・9㈬
9：30 ～ 11：00

上記健康診断会場にて
インフルエンザ予防接種を実施いたします。
健康診断と合わせてでも、インフルエンザ予防接種のみでもご受診いただけます。

4,400 円（税込）

※完全予約制です。



※従業員･パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員のみの受診では認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。

★ 申し込み方法　健診月2ヶ月前に〝健診のご案内〟を送付しております。
又は、千葉南法人会ホームページ内の、福利厚生制度ページから申込書をダウンロード下さい。

一般財団法人 **全日本労働福祉協会**

お申込み・健診料金等のお問い合わせ
涉外部　TEL：**03-5767-1714**
受付時間（平日）：9:00～12:00、13:00～17:00

検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ
データ管理部 健康支援課　TEL：**03-5767-6162**
受付時間（平日）：9:00～12:00、13:00～16:30

会報誌　ほうじんかい 155号（年4回発行）
発行元：一般社団法人千葉南法人会
千葉市中央区南町2−22−5 ケープビル201　TEL 043−264−4080
https://minamihoujinkai.com/